

第8条の3（事業者に対し後見開始の審判等による解除権を付与する条項の無効）

（事業者に対し後見開始の審判等による解除権を付与する条項の無効）

第8条の3 事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約（消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされているものを除く。）の条項は、無効とする。

1 趣旨

事業者に対し消費者契約の解除権を付与する契約条項は、事業者が一方的に契約を打ち切ることにより、消費者が特段の理由なく契約関係からの離脱を強いられるおそれを有するものであり、任意規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は義務を加重するものである。そして、事業者に解除権を付与する契約条項の中でも、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とするもの（以下「後見開始の審判等による解除権付与条項」という。）は、以下に述べるとおり、成年後見制度の趣旨に抵触する面があり、消費者が事業者に対し消費者契約の目的となるものを提供することとされている消費者契約を除き、典型的に不当性が高く、消費者の利益を一方的に害するものであるといえる。

平成25年には、裁判例において、建物賃貸借契約において使用された後見開始の審判等による解除権付与条項を無効とする判断が示された（大阪高判平成25年10月17日消費者法ニュース98号283頁）。また、平成28年に制定された成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）では、基本理念に係る規定（同法第3条第1項）において、「成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと」が定められている。こうした事情を踏まえ、平成30年改正において、後見開始の審判等による解除権付与条項を新たな不当条項の類型として規定することとしたものである。

2 条文の解釈

（1）「事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約・・・の条項」

ア 成年後見制度の概要

後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」という。）に係る制度（以下「成年後見制度」という。）とは、精神上的障害により判断能力が不十分であるため契約等の法律行為における意思決定が困難である者について、成年後見人等の機関がその判断能力を補うことで、その生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度である。それぞれの概要は、以下のとおりである。

(ア) 後見

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人等の請求により、後見開始の審判をすることができる（民法第7条）。後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する（民法第8条）。後見開始の審判により、成年後見人に対し、本人の財産に関する法律行為についての包括的な代理権（民法第859条）と日常生活に関する行為以外の法律行為についての取消権（民法第9条）が付与される。なお、成年後見人は、その同意の有無にかかわらず、成年被後見人が行った法律行為について取消権を行使することができる。

(イ) 保佐

精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人等の請求により、保佐開始の審判をすることができる（民法第11条）。保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する（民法第12条）。保佐開始の審判により、保佐人に対し、重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為等の所定の行為についての同意権及び同意を得ずに被保佐人が行った行為の取消権（民法第13条）が付与される。また、保佐開始の審判とは別個の代理権付与の審判により、特定の行為についての代理権（民法第876条の4）を保佐人に付与することも可能である。

(ウ) 補助

精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人等の請求により、補助開始の審判をすることができる（民法第15条）。補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する（民法第16条）。補助開始の審判は、同意権付与の審判又は代理権付与の審判とともにしなければならない（民法第15条第3項）。補助開始の審判及び同意権付与の審判により、補助人に対し、特定の行為についての同意権及び同意を得ずに被補助人が行った行為の取消権（民法第17条）が付与される。また、補助開始の審判及び代理権付与の審判により、補助人に対し、特定の行為についての代理権（民法第876条の9）が付与される。

イ 本要件の意義

消費者契約において後見開始の審判等による解除権付与条項が使用されると、後見開始の審判等を受けた消費者は、当該審判を受けたことによって事業者から契約を解除され、その契約によって得ていた便益を受けることができなくなるおそれがある。このように、後見開始の審判等による解除権付与条項は、後見開始の審判等を受けることが、かえって消費者に不利益を生じさせるおそれをもたらす点において、当該審判を受けた者の権利の擁護を目的とする成年後見制度の趣旨と抵触する

面があり、類型的に不当性が高いものであると考えられる。

もっとも、本条は、後見開始の審判等を受けたことのみを理由として直ちに解除権を基礎付けている点に不当性を捉えるものであるから、後見開始の審判等があったことを契機に、個別に当該消費者の状況の確認等を行い、その結果、合理的な事情があるときに、最終的に解除に至ることを定めた契約条項までを一律に無効とするものではない。例えば、顧客が後見開始の審判等を受けたことを認識した事業者が、当該審判が行われたことを踏まえて、顧客にとってリスクの高い取引に係る適合性の有無の確認等を行い、その結果、取引の継続が困難であるなどの一定の場合には、当該事業者が契約を解除できる旨を定めた契約条項は、本条によっては無効とはならないものと考えられる。この点を条文の文言上も明確にするため、後見開始の審判等を受けたこと「のみを理由とする」解除権を付与する契約条項を無効とする旨を規定している。

（２）「（消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされているものを除く。）」

本条の括弧書は、消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされている消費者契約については、後見開始の審判等による解除権付与条項が本条によっては無効とならないことを規定するものである。この要件は以下の理由により定めるものである。

民法においては、準委任契約の受任者が後見開始の審判を受けたことが契約の終了事由とされている（民法第 656 条・第 653 条第 3 号）。このため、消費者が準委任契約の受任者となる消費者契約については、消費者が後見開始の審判を受けたときに当然に当該契約が終了することになり、事業者が解除権を行使する余地はないといえる。そのため、消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされている消費者契約については、後見開始の審判を受けたことを理由とする解除権付与条項は、任意規定の適用による場合に比して、消費者の権利を制限し又は義務を加重するものではないと考えられる。

また、前述のように、民法において準委任契約の受任者が後見開始の審判を受けたことが契約の終了事由とされていることからすると、同法は後見開始の審判を受けていない受任者が事務を処理することを想定しているものと考えられる。この点を踏まえると、消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供する場合においては、事業者が後見開始の審判等による解除権付与条項を定めることで、事業者が消費者に対して後見開始の審判等を受けていない状態で役務の提供等を行うよう求めても、類型的に不当性が高いとまでは言い難い場合もあり得るものと考えられる。

そこで、本条により無効となる契約条項の範囲から、消費者が事業者に対し消費者契約の目的となるものを提供することとされている消費者契約の条項を除くこととしたものである。もっとも、こうした契約条項についても第 10 条の規定により無効とされる場合はあり得るものであると考えられる（注）。

(注) なお、「提供」という文言の法制的な用法に照らすと、「消費者が事業者に対し…消費者契約の目的となるものを提供する」といえるためには、消費者が、消費者契約の目的となるものを事業者が利用し得る状態に置くことが必要であると考えられる。例えば、インターネットのプロバイダー契約においては、事業者が消費者にサービスを提供するに当たって当該消費者の個人情報を取得することがあり得るが、こうした場合は、単に消費者が自らの個人情報の事業者による利活用を許諾しているに過ぎず、「消費者が事業者に対し…消費者契約の目的となるものを提供する」とはいえないものと考えられる。

3 本条により無効とされる可能性がある契約条項の例

〔事例 8－19〕建物賃貸借契約^(注)

乙（賃借人）に、次の各号のいずれかの事由が該当するときは、甲（賃貸人）は、直ちに本契約を解除できる。（中略）

(6) (略) 成年被後見人、被保佐人の宣告や申立てを受けたとき。

(注) 前述の大阪高判平成 25 年 10 月 17 日において法第 10 条の規定により無効とされた契約条項である。

〔考え方〕

事業者に対し、消費者が後見開始又は保佐開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与するものであり、本条の規定により無効となる。

〔事例 8－20〕モニター契約

事業者が自社のサービスの利用者 500 人との間で 1 年間のモニター契約を締結した。この契約は、事業者が期間内に実施するアンケート調査にモニターが回答し、モニターは謝礼を受け取るというものであった。この契約において、モニターが後見等開始の審判を受けたときは、事業者はモニター契約を解除することができる旨の契約条項があった。

〔考え方〕

モニターは事業として又は事業のために当該契約を締結するものではないから、モニターは「消費者」（第 2 条第 1 項）であり、当該契約は消費者契約に該当するものと考えられる。しかし、当該契約は消費者が事業者に対し役務を提供するものであるから、当該契約条項は本条の規定によっては無効とはならないものと考えられる。

もっとも、簡単なアンケートでありモニターが後見等開始の審判を受けていない状態であることを求める必要はないなどの個別の事情によっては、当該契約条項が第 10 条の規定により無効となることもあり得る。